

# 産 業

## 農 業

で耕作を行っていたのである。  
その後、大陸から鉄器が入って来て、農業は一段と進歩し、生産も増加した。

よい農具を持ち、よく働く人は富み、広い土地を手に入れて、土地のない者を雇って生産に当らせ、ますます富み、そこに階級ができてくるのである。

この富農が土地を支配し、この集団が豪族となって他の豪族と勢力争いを起し、抗争が絶えなくなる。

大化の改新が行なわれたのも、土地や人民を豪族の支配から離して、各人に均等の土地を与え、住みよい社会を作るために行なわれたものであるが、この制度も永続きせず、土地は荘園や役人の私有地に変ってしまった。

そうして再び支配者の間で、土地や人民の争奪がはじまり、戦争を職業とする武士が起ってくるのである。やがてこの武士が強力になって、遂に武家政治にまで発展してしまった。この武士が、土地や人民を支配して、封建制度が生れ、徳川幕府が崩壊するまで続くのである。

農業の移り変り わが郷土は、本史の町沿革の中に載せられて  
いるとおりに、遠く石器時代から、人々が住みついていたところである。当時の人々は、貝を採り、魚や獣を捕え、木の実を取る所謂採集生活をしていた。それが段々に進歩して、農耕を覚え、食料を生産するようになった。

昭和二十二年静岡の登呂遺跡が発見され、そこから木製の農機具が出てきた。これを見ると、ここに住んでいた人達は、木製の農具

封建時代には、百姓はその土地に住み、土地から離れることが出来なかった。

五人組の制度は、お互に助け合うという良い仕組であるが、それと同時に、農業をやめさせない共同責任体制であって、かりに、この内の一人が逃亡した場合は、残った四人が、その人を探し出さなければならぬ責任を持たせられていた。

また、土地は七年から十年毎に作る人を変える「名割」の制度もあった。

明治になると、土地の私有が認められ、租税も今までの物納から金納になり、作物の制限も撤廃されて、自由にすぎな作物も作れるようになった。

明治三十七、八年の日露戦争により、満州が日本の勢力下に入っ  
て大豆粕が多量に移入され、その後、外国からいろいろの化学肥料が輸入されて生産は急増し、昭和の初期に至ると生産過剰となって、農産物の価格が大下落する。

昭和六年満州事変が勃発して、それから日華事変、太平洋戦争と十四年間に亘る戦争で、農産物の生産はガタ落ち、終戦の時には一千万人の国民が餓死するかも知れないと、時の農林大臣が議会で発表したほどである。

そのため、アメリカから食料を緊急輸入して急場をしのいだが、食糧の増産は眉焦の急とされ、増産を図るために色々の輸入物資が特配され、農家には、史上最良の時代がきた。

それで力を得た農家は、家屋の改造、農具の新調、精米設備迄も

行なうようになり、やがて耕耘機が出現するや、またたく間に殆ど  
の農家で所有するようになった。

今まで鋤で耕作していたものが、機械による耕耘をするようになり、非常に効力のある殺菌殺虫除草剤が生産され、肥料も自由に入手出来るようになった。殊に「ビニール」の出現によって稲の早期栽培が行なわれるようになって、生産は急増、昭和三十年からは史上最大の豊作が続いた。

豊作が続く食糧が足りてくると、食糧の切符制は名ばかりとなり、どこでも自由に米の飯が食えるようになった。そのため闇がなくなっていく。その頃から工業が盛んになり、工業労働者の賃金が上昇してくると、農家の人達は割合の良い工業へと移動していくのである。

終戦後は六〇%余りであった農家人口が現在は四〇%余りに減少して、農村が人不足を訴え、梨の袋掛けに遠く福島から人を雇ってくるようになった。

ビニールの出現は、稲の早植ばかりでなく、これを用いてハウスを作り、キウリ、トマト、メロンの栽培を行なうようになり、これを行なった農家は、非常な収益を上げ、竹製の骨を用いていたものが鉄骨のハウスへと移行していった。

このように農産物の生産は増加し、工業は盛んになったが、その蔭には次のような問題も起っている。

新憲法の制定によって遺産の均分制が実施され、農家の財産分与についていろいろの問題が起り、果ては、兄弟が喧嘩別れするとい

う事態が各所に現れた。

そうすると、農家の長男はいちばん割がわるい。そのため農業を相続する者がなくなるといふ家が出てくる。そんなことなどが原因してか、農家に嫁がないという現象まで見られるにいたっている。

### 中世までの農業

一宮町関東台の突端に、安房主という地名がある。そこに「安房主様」という祠が建っている。伝説によると、「大昔安房神社の祭神となられた天富命(アメノトミノミコト)が、ここへ上陸したといわれ、それを記念してこの祠を建て、命をお祀りしたものだ」と言い伝えられている。

天富命は、神武天皇の御命令によって、四国から安房の国へ来られ、農業の指導にあたった方だと言ひ伝えられている。この命が、当地にも指導に來られたのかも知れない。

それを有難く思つた土地の人々が、そこに宮を建て、これをお祀りしたものと思われる。

大昔の農業のことは、言ひ伝えや、記録がないので全然わからないが、今から千年以上も前に書かれた、延喜式神名帳によると、玉前神社が当時既に式内大社として鎮座しているところを見ても、この土地は早くから開けていて、上総第一の神社を祀ることの出来るだけの経済的な基盤を持った土地であったことがわかる。

長生郡内で最も古い農業関係の史料では、本納町の橋神社に残っている建久五年(一一九四年)比丘尼蓮西の年貢支配状で、これによると、米・綿・四丈白布・雑布・油を納めている。

また、嘉慶二年(一三八八年)に藤原元隆の書いた、上総風土記

石橋山の戦に敗れた頼朝は、房州へ逃がれてきてまず応援を求めたのがこの二人である。広常はその際二万の軍隊を率いて馳せ参じている。

したがって、郷土から沢山の人が戦争に駆り立てられたに違いない。時代はそれからずうと下るが、関ガ原の戦に新笈村(現下村)から五人の者が郷土に取立てられて従軍している。この人達は士として取立てられているのでこの外に軍役として召集された人があるに違いない。かりに同数の人が召集されたとすれば合計で十人、当時新笈村がどの位の戸数であったかはっきりしないが、かりに二十戸とすると半数が従事したことになり、あるいはそれ以上、ことによると戸別に従軍させられているかも知れない。

この実例からしてさきの平将門・平忠常の乱、源頼朝の挙兵、次に南北朝の時代当地は足利氏の支配地であったから、高氏に従って戦争に従事させられたと思う。戦国時代になると、当地も戦乱の巻と化し、農民は塗炭の苦しみをなめていたに違いない。

### 近世の農業

豊臣秀吉が天下を平定して、太閤検地が行なわれるようになって、はじめて日本の農業のことがわかってくるのであるが、当地にはその記録が残っていない。船頭給村にその後の検地帳が残っているだけである。(沿革近世の項参照)

一宮本郷村の村鑑明細帳(天保十四年・一八四三年)によると、明暦三年(一六五七年)脇坂淡路守の検地があり、続いて元禄六年(一六九三年)堀外記により検地が行なわれてその検地帳が四冊交付されていることが書かれているが、現在その検地帳は残っていない。

によると、長柄郡では「杉樟橘柚香柑桑麻白棉等を買いだ」と書かれている。これによって、昔の農産物を知ることができる。

大化の改新で実施された班田制も、永続させず崩れ去って、十世紀頃からは、荘園が各地に現れてきた。長生村金田は、金田氏(一宮町老女子在任の金田鬼一氏「人物編参照」の先祖)の荘園であり、上総に鳥羽天皇の第一皇女、上西門院統子領の玉崎荘というのがあるが、これが一宮附近にあったのかも知れない。

荘園には、荘官がおり、荘官のいない所には名主がいて、作物の五割程度の税が課せられていたといわれている。天慶二年(九三九年)下総を中心に、平将門の乱が起り、続いて平忠常の乱が起ったので、千葉県内の農民は非常な迷惑を蒙っている。

当時の模様を記した源経朝の日記によると「上総の国の田地二万三千余町歩が、三、四年の戦で僅か十八町歩余りに減少してしまい、道路も家屋も荒廃して、房総三国は殆ど亡国のような」と記されている。

このように戦争で土地が荒されると、人々は山中へ移り、山田を開墾して生活したといわれる。

その後、上総、下総を支配していた平氏が千葉氏と上総氏に別れ、上総氏が一宮の柳沢城に移って、一宮が上総の国の政治の中心地となるので、農業面でもいろいろの施策が行なわれたと思うが、はっきりしたものが無い。

源頼朝が、平氏を倒し鎌倉幕府を創建することのできたのは、房総の豪族、千葉城主常胤と、一宮城主広常の功績が非常に大きい。

その後元禄十六年(一七〇三年)に能勢権兵衛によって検地が行なわれているが、これまた検地帳は残っていない。しかしその年の年貢割付が残っているので、当時の田畑の状況を知ることができるので次に掲げることとする。

(元禄十六年、年貢割付の集計)

本郷村米御年貢可納割付之事

一高二四六二石一斗八升八合七勺 辻高

反別

本田畑

二二八、八、二、二三

内

田 一一一、二、九、二三

新田畑

七六、三、七、二八

内

田 二五、七、五、一一

外に新田畑

五、四、二、二三

内

田 三、四、一、二二

全耕地面積

内、

畑

一四〇、四、六、二六

年貢の対象となる土地

田 七四、二、六、〇二

堰または、荒地となっている土地

六六、二、〇、二四

畑 一三九、八、四、〇三

田

一一、三、二、二二

これを見ると、田は総面積47%、畑では、8%が荒地となつてい  
る。これは二十六年前の延宝五年に大洪水と大津浪がきて田畑を荒  
し、その後も度々洪水に見舞われて、川欠の土地等が出ているため  
である。

この割付が行なわれた直後、再び大洪水と大津浪の被害を受け  
て、(元禄の津浪の項「災害編」参照)耕地は狭められ農民は非常  
に苦しんだ。そればかりでなくこの翌年には、猪や鹿までが苦しく  
なつて田畑を荒して困るから、鉄砲を貸して欲しいと代官に訴えて  
いる。

また、東浪見村の名主惣治衛門の書き残した万覚帳によると、「延  
宝五年(一六七七年)十月九日の夜大津浪が押寄せてきて、下通り  
に住む者の家五十二軒を打潰し、男女百三十七人が死に、牛馬が二  
十六頭死んだ。その後打身のため十四五人の人が死に、本田地内  
かや刈道から川田は作ることができなくなり、新堀上から小番尻ま  
で下通りの田は残らず砂浜のように砂が押し上げられて田がなくな  
ってしまった。その後三、四年かかって砂掃が終り、下通りの新田は  
十五年ほどかかってようやく開発したが、田畑共に悪作になつてし  
まった。」と書いてある。

この津浪のあと二十六年たった元禄十六年に、またまた以前にま  
した大津浪が襲つて来ている。前の津浪の後片付けに十五年かか  
り、ようやく元に戻したと思つたら、再び津浪に襲われるとは、泣  
くにもいけない事であつたらう。

その後正徳元年、享保六年、同七年、同十五年、寛保二年に改め

があつたと、村鑑明細帳に出ているが、その数は次のとおりで、こ  
く僅かしか開墾されていない。

	田開墾	畑開墾
正徳元年		二反三畝二六歩
享保六年	二反五畝	三反八畝一〇歩
享保七年		一反三畝五歩
享保十五年		二反七畝二三歩
寛保二年		七町四反三畝五歩

このように土地が開墾されていくが、これをうわまわる災害が絶  
えず襲つて来て、農民を苦しめている。

記録に現れている災害 現在残っている年貢皆済目録で調査し  
た天災は別項「災害編」に詳しく記載してあるとおり毎年のように  
早魃に悩み、早魃のない年は水害を被っている。平年作というのが  
むしろ少ない。尤もこれは毎年のものではなく、残存の書類だけで  
いつていることで、全体のものではないが、よくよく災害のあつた  
ものだと感心させられる。水害の場合は防ぎようがないとしても、  
早魃には対策ができる筈である。現在では用水の施設が完備してい  
るので、早魃には驚かないが、昔はこの魃旱にも処置なしであつた。  
そこで水利の問題の記録が沢山残っている。

水争いと水対策 寛文六年(一六六六年)一宮と東浪見が、長  
沢堰の事で争っている文書があるが、この長沢堰というのは、洞庭湖  
の上の谷間約二町歩を堰止めて水溜とし、それを灌漑用にしていた。  
ところが堤の作り方が悪く水漏が多くて東浪見側から抗議が出てい

る。その文中に寛永年間の取決めのことなどが書かれているので、  
今から三百六十年ほど前、既に水溜が作られていたことがわかる。

元禄七年(一六九四年)に上市場、川島村等が一宮を相手に秣場  
の訴訟を起した時の判決文の附属の絵図によると、現在の堰のある  
所(親の谷の堰は昭和になって出来たものであるが、あの附近に小  
さな堰があつた)は、当時すでに溜池となつている。

尤もその頃のものは小さくて足りたが、その後段々と耕地が拡張  
され、配水面積がふえるに従つて、拡張または堤を高くしている。  
原方面にあつた善貞堰と蓮谷堰が元禄年間から干拓されるようにな  
ると、水は益々不足となり、さらに大きな堰を築かなければならな  
くなつた。

寛政年間加納藩主は、重臣の岩堀市兵衛に命じて、長沢堰に代る  
洞の堰(現在の洞庭湖)を築かせた。この堰が出来ると、こんど  
は水路のことで東浪見と問題が起つたらしく、当時の取決めでは、  
東浪見にも水を与えることになつていたと聞いている。

ところが新箕村(現在下村)は水を得る方法がない。文化三年(一  
八〇六年)五月新箕村の人が、一宮の耕地に回している水を、夜中  
盗みとり、それが発見されて過料十貫匁を払つて詫びている。また  
天保七年二月には苗代用の水に困り、一宮から分けて貰つた札状を  
名主、組頭違名で出している。

それなのに、それから三ヶ月後に、またまた、夜中堰水を盗み取  
つたので、一宮側から訴訟を起し、水口村、藪塚村の名主が中に入  
つて示談をした記録が残っている。

宮原、新地、船頭給村は、水利の便がなく旱天が続けば処置なし  
で、別項「災害編」に掲載のとおり早害は甚大である。そのため昔  
は、一宮川を堰止めて水を汲上げて配水したことがある。

船頭給村には「水神」を祀つてあるが、あれを見ても、いかに水  
に悩んでいたかがわかるのである。別項の「災害」、「風俗」編に載  
せられている雨乞の行事を見ても、その気持がよくうかがわれる。

このように、水は農民の血のようなもので、加納藩主は、岩堀市  
兵衛の掘つた洞の堰を拡張し、水路の完成を中村吉兵衛に命じて行  
なわせた。

秣場の争いと草刈場 昔は、朝飯前に草刈をして牛馬に与えた  
り、肥料にしたりした。肥料のない時代には、草が大切な肥料であ  
る。そのために草の多い山や芝地が争いの種になる、承応三年(一  
六五四年)野中芝地について上市場、川島、小滝、川須ヶ谷の四ヶ  
村が一宮と争い、続いて元禄七年には一宮の山の草の争奪で争いが  
起り、享保元年には、東浪見が一宮の山中の草を取らせよと訴えて  
いるが、これらはすべて認められなかった。

天保十四年の一宮本郷村鑑明細帳によると草刈場は八十五町歩、  
内豆戸山十町歩は東浪見村と入会、今関井戸谷山七町歩程上市場村  
と入会、外に百姓持茅山四十六町歩程あつて、この山には、杉の木  
が少々あるが大木はないと書かれている。

これだから他村の者が欲しがるのも無理はない、この山に対して  
定納山銭永一貫二百五十文が賦課されている。

田畑質入値段 昔の田や畑の所有権については、いろいろの説

があつてはつきりしていないが、天保十四年の一宮本郷村鑑明細帳には、田畑質入値段が次のように書かれている。

一、田畑質入値段

上田 菘反 金菘両三分  
 中田 同 金菘両貳分  
 下田 同 金菘両壹分  
 山田 同 金菘両  
 上畑 同 金菘両壹分貳朱  
 中畑 同 金菘両壹分  
 下畑 同 金菘両貳朱  
 原畑 同 金菘両

質流地の受授 農地の譲渡はどのようにして行なわれたかわからないが、金の入用があつて農地を質に入れ、金を借りた者が、借金の返済ができなくてその土地が質流れとなつて、農地を手離す時の書類が発見されたので次に掲げてみる。

これによつて、当時の状態を知ることができると思う。

相渡申質流地証文之事

一 脇上畑菘畝拾九歩也 名主新右衛門組  
 此質流地代金八両也

右は去る己御年貢不足に付我等一軒持の畑地致質入前書の金子借用申候処返済難相成候に付此度以相對質流地に相定候処実正也然る上は自今以後貴殿方に而所持御年貢諸役等永々可被成御勤候段此畑に付脇より差障候もの毛頭無之候為後日脇上畑質流地証文依而如件

掲げて参考に供する。

▽寛政五年（一七九三年）現在石高、戸数調

加納遠江守領分篠山十兵衛支配

貳千四百七拾壹石七斗四升四合四勺八才

戸数 六七八戸

一宮本郷村

同

貳百四拾七石

新笈村

篠山十兵衛支配、高林弥十郎、土方八十郎、奥津内記、服部市郎

左衛門知行

千三百六拾六石四斗壹升八合

戸数 三四〇戸

東浪見村

岡部主税知行

三百四拾石七升貳合

戸数 五七戸

網田村

土方八十郎知行

貳百五拾石

戸数 五二戸

宮原村

篠山十兵衛支配、神尾五郎三郎知行

貳百六拾参石三斗八升五合三勺

戸数 六四戸

船頭給村

同支配、同知行

三拾七石八斗八升壹合貳勺四才

安政二年四月

先地主

椎ヶ沢

兵藏

請人組合

重助

宮後長助 殿

前書之通相違無之に付致突印候以上

年寄 貞造

卯の四月

組名主 新右衛門

月番名主 與左衛門

年貢 村々に年貢を割付るのはその高による。高というのは、

検地の時の村の総収獲高を玄米に換算して定めたもので、基本租税（本途物成という）となるものである。これは、村に対してかけられるもので、村では各人に割賦することとなる。

しかし凶作、天災ともあつて、毎年同じようにとれるとは限らないので、過去数年間の税率を参考として適当な税率をきめ、ある期間据置、三分以上の損毛のあつた時は幾分かを免除する定免法が享保六年（一七二一年）から行なわれるようになった。

現在それを調べるには、各村にあつた年貢割付書か、年貢皆済目録を見るより外にないが、それも全部ある訳でなく、寛政五年と文政十二年に調査したものが残っているだけで、それ以外に全体の模様を知る資料がない。

幸いに、一宮本郷村のものが少々残っているので、その状況を次に

戸数 不明

新地村

▽文政十一年（一八二九年）現在石高 戸数調

加納遠江守領分、竹垣三右衛門支配

貳千四百七拾壹石（端数切捨）

戸数 六七八戸

一宮本郷村

同領、篠山十兵衛支配

貳百八拾壹石 戸数四九戸

新笈村

竹垣三右衛門支配、高林弥七郎、土方左源太、奥津内記、服部市郎

郎左衛門知行

千三百六拾六石 戸数三四〇戸

東浪見村

岡部主税知行

三百四拾石 戸数五五戸

網田村

土方左源太知行

貳百五拾石 戸数五二戸

宮原村

竹垣三右衛門支配、神尾五郎三郎知行

貳百六拾三石 戸数六四戸

船頭給村

同

参拾七石 戸数 不明

新地村

現存する一宮本郷村の年貢割付書で、最も古いものは、延宝二年（一六七四年）のもので、これによると、一宮本郷村の石高は、貳千百石であった。

その後元禄十六年（一七〇三年）の割付書は、貳千四百六拾貳石壹斗八升八合七勺となつている。そして享保三年（一七一八年）に

は、式千四百六拾七石五斗六升卷合七勺と改められ、以来ずうっと石高は据置かれています。

前記の寛政五年、文政十一年の石高は、式千四百七拾石七斗四升四合四勺八才で、割付書と相違しているのは、代官支配分が含まれているからである。(代官の支配地は不詳)

これを見ると、延宝二年から二十九年目に三百六十二石余石高が増加している。それについて十五年後の享保三年に五石三斗七升三合増しただけで、その後の増減がないのはどうか、開墾も底をついたのか、それとも開墾をしなかったものかよくわからない。

一宮本郷村米御年貢可納割付之事

一高式千四百六拾石七斗八升八合七勺 辻高

内 三百四拾石七斗八升八合七勺 当未改出高

此反別式百拾町八反式畝廿七步

内 式町三反三畝拾步 堰代津張永引

田方 百拾石町式反九畝廿三歩

畑方 九拾九町五反三畝四歩

此 訳

上田 一九町七反一畝一〇 二九、一〇 堰代  
六九八、一四 検見引  
二七四、〇〇 荒引

残 九六九、一六 堰代

中田 三六、二、四、一三 四一七、二七 荒引  
一一七、一一 検見引

残 一九六八、〇七 反四斗五升取

下田 五四、五、八、〇六 一、三六、〇二 堰引  
六、九四、〇八 荒引  
一一、四七、二九 検見引

残 三三、七九、二七 反四斗取

山田 七五、二四(四一、二二 検見引)

残 三四、〇三 反二斗五升取

上畑 一一、八二、二二 反九〇文取

中畑 一八、九〇、二二 反八〇文取

下畑 五三、三六、〇九(五七、一八 川欠)

残 五二、七八、二二 反七〇文取

原畑 四、七九、二九 反三二文取

屋敷 五、四、五二、一七 反八〇文取  
三、三、二二 反七〇文取  
六、一、一四 反五〇文取

新田畑反別七拾六町三反七畝二八歩

内 田方 式拾五町七反五畝一歩

畑方 五拾町六反式畝一七歩戊

此 訳

上田 一町〇九畝一歩(六五、一五歩 検見引)

残 四三、二二 反三斗取

中田 二、二二、〇一(一、一七、二四 荒引)

残 九四、〇七 反二斗七升取

下田 一一、四三、二九(六、九六、一一 荒引)

残 四、四七、一八 反二斗三升取

山田 一一、一〇、〇〇(七、七六、一八 荒引)

残 三、三三、二二 反二斗取

上畑 一、五七、二五 反八三文取

中畑 一一、一三 反七三文取

下畑 九、六一、二九 反六八文取

原畑 三九、三一、一〇 反四〇文取

外新田畑 五町四反式畝拾三歩

新田 二、一八、一九(一、八六、二二 荒引)

残 三、〇七 反八升取

新山田 一、二三、〇三 見取なし

新畑 一一、一九 反一五文取

原畑 六、一九 反一二文取

畑 一、三九、〇〇 反六文取

” 四三、二三 反一〇文取

永彦貫式百五拾文 百姓持 山銭

岩沼高

一、塩拾七俵 但五斗入

元禄十六年未十月

宝曆二申年定免割付書

一、高式千四百六拾七石五斗六升卷合七勺

此段別 式百拾石町三反六畝拾九歩

内 百拾石町式反九畝式拾参歩 田方

百町六畝式拾六歩 畑方

能勢権兵衛

一宮本郷村

文化十四巳可納御年貢割付之事

高式千四百六拾七石五斗六升三合七勺

此反別 式百拾石町三反六畝拾九歩

(高省略)

内 百拾石町式反九畝式拾参歩 田方

三町五反式拾四歩、堀鋪津浪荒引

右者去ル午ヨリ来ル戊年迄五ヶ年 為定免当立毛早痛之場所有之付別紙付紙之通為御救米被下久候間惣百姓立会付紙之通無高下割合来ル極月十日限急度可在皆済者也

宝曆二年申十月

丹羽勘平

本郷村

取合

米六百三拾三石八斗七升四合

永百三拾八貫七百拾石文六分

外見取

一反別 八拾九町五反三畝拾参歩 新田

内 三拾町五反九畝式拾参歩 田方

五拾八町九反三畝式拾歩 畑方

取立 米九拾四石三斗三升三合

永三拾三貫九百拾八文式分

一反別 七町四反三畝拾四歩 新見取 申開癸戌改

内 壹町七反八畝九歩 田方

五町六反五畝五歩 畑方

納合 米七百三拾石三合

永百七拾四貫六百八拾六文九分

右者去ル午ヨリ来ル戊年迄五ヶ年 為定免当立毛早痛之場所有之付別紙付紙之通為御救米被下久候間惣百姓立会付紙之通無高下割合来ル極月十日限急度可在皆済者也

宝曆二年申十月

丹羽勘平

本郷村

文化十四巳可納御年貢割付之事

高式千四百六拾七石五斗六升三合七勺

此反別 式百拾石町三反六畝拾九歩

(高省略)

内 百拾石町式反九畝式拾参歩 田方

三町五反式拾四歩、堀鋪津浪荒引

(高省略)

百町六畝貳拾六歩

畑方

内 壹町貳反拾九歩

御役所舗地等引

此 記

上田拾九町七反壹畝拾七歩

内 四反九畝拾歩

堀舗、津浪荒引

残高 貳百八十八石三斗

拾九町貳反貳畝歩

反六斗三升

中田 三拾六町貳反四畝拾參歩

内 一町四反六歩

堀舗、津浪荒引

残高 四百八拾七石七斗九升貳合三勺

三拾四町八反四畝七歩

反六斗壹升九合

下田 五拾四町五反八畝六歩

内 壹町四反壹畝三歩

樋代、津浪荒引

残高 六百九拾壹石貳斗貳升四合

五拾三町壹反七畝三歩

反五斗九升五合

山田 七反五畝貳拾四歩

内 貳反五歩

津浪荒引

残 (高六石六斗八升貳合)

五反五畝拾九歩

反四斗五升

上畑 (高百三拾石壹斗六合)

拾壹町八反貳畝貳拾貳歩

反永百六拾文

中畑 拾九町四反四畝拾四歩

内 九畝六歩

川欠、役所地引

残 (高百九拾參石五斗貳升六合六勺)

拾九町三反五畝八歩

反永百四拾五文

下畑 五拾三町三反六畝七歩

内 壹町壹反壹畝拾八歩

川欠引

原畑 (高貳拾參石九斗八升四合八勺)

四町七反九畝貳拾九歩

反永百拾文

屋舗 (高百拾六石九斗八升壹合貳勺)

拾町六反三畝拾四歩

反永百六拾文

取 米六百三拾六石壹斗五升貳合

永百三拾八貫六百四拾文七分

(以下省略)

次の文書は、元文二年(一七三七年)暴風雨で田畑を荒された船頭給村の人々が、年貢の延納を願っているところである。

乍恐以口上書奉願上候御事

一、上総国長柄郡一ツ松之内船頭給村惣百姓御願申上候、当七月十三日大風雨ニ而田畑共潮入罷成損亡仕候ニ付御訴訟申上候処、御慈悲を以御見分被為極被下難有仕合奉存候御事

一、当月五日岩川政右衛門様御年貢為御取立御出被成荒増之石數被仰聞御年貢米早速津出可仕旨殿敷罷仰付奉畏候得共先達ニ御見分被為成下候通田方拾四町歩之内八町者不残潮入損亡仕相残候田方六町歩之内茂例年之半毛ニ茂及不申候故種物所持不仕百姓多御座候 其上畑方損亡仕候ニ付当分ニ夫食一切無御座候 当所ヨリ及

渴命候百姓大勢御座候間以御慈悲夫食御許借罷仰付被下置候様ニ奉願上候

尤右之百姓共之儀種物一切無御座候間此段内証吟味之上御願可申上候 何分ニ茂以御慈悲百姓相統仕候様ニ御救奉願候 又御年貢米之儀も段々殿舗取立仕候得共当時夫食無之百姓共之儀ニ御座候間諸親類助成を以相納候為津出延引罷成候 是又御哀憐を以極月中旬迄御日延罷仰付被下度奉願候

以御慈悲願之通り罷仰付被下候ハハ百姓相助難有可奉存候 右之儀名主縫之助御願可申上候得共当九月始ニ疫病発向仕家内不残打伏罷有出入不罷成候故無是非拙者共御願申上候 以上御慈悲を以幾重ニ茂大小之百姓相助候様ニ奉願上候 以上

上総国長柄郡一ツ松之内

船頭給村

元文二年巳十一月

組頭 利兵衛

百姓代 平左衛門

同 七郎兵衛

同 甚兵衛

同 五郎左衛門

同 三郎左衛門

同 治郎兵衛

原新六郎様

御役所

田畑小作料と年貢 天保十四年の一宮本郷村鑑明細帳によると

当時の小作料は次のとおり。

上田 壹反 米壹石壹斗程

中田 同 米九斗五升程

下田 同 米八斗程

山田 同 米七斗程

上畑 同 金貳分三百文程

中畑 同 金貳分程

下畑 同 金壹分八百文程

原畑 同 金壹分三百文程

これに對して、領主に納める年貢はいくらであったかを調査して見ると、この頃の年貢割付がなく、これより二十六年前の文化十四年の年貢割付書があったので、それを参考のため掲げてみると、

上田 壹反に付 米六斗三升

中田 同 米六斗一升九合

下田 同 米五斗九升五合

山田 同 米四斗五升

上畑 同 永百六拾文

中畑 同 永百四拾文

下畑 同 永百三拾五文

原畑 同 永百拾文

この年貢の割付が、天保の頃まで変更がなかったものとして計算してみると、地主は、上田の場合、一反歩の田を小作させると四斗七升、中田の場合は、三斗三升、下田だと三斗の収入があった計算になる。

尤もこれは、年貢に對してのみで、この外土地所有のための諸経

費がどのくらいかかっているかわからないので実際の収入を計算することはできない。

**農作物その他** 天保十四年の一宮本郷村村鑑明細帳によると農業について次のように記載されている。

一、田畑こやし干鰯を買入申候、苞反ニ付五俵程、但下浦ニ漁獵無之節ハ少々、他浦より調入申候其外「なき」と申候而芝草を刈込入申候

一、田方稲草之儀、早稲村さ、ほっこくわせ、あひ中稲、甚左衛門、こぼれ八件、こほ禮、晩稲山城赤多ひ、寒餅と申候を作申候、只今ハ早稲方中稲より少々ニ而晩稲多く作り申候。

一、稲刈時方者八月上旬頃より九月下旬迄刈取仕候。

一、畑作之儀者、冬作麦、夏作粟、黍、大豆、木棉、いも作り申候。以上。

**備荒食料の栽培** 当地は、本編災害の項に記載してあるとおり、時々天災に見舞われている。このためこれに備えて前記の粟、黍の外に稗を畑の周囲に栽培していた。この稗は、永年貯蔵に耐えるので、少くも毎年貯蔵しておき、飢饉の時などの食料とした。

この稗は、五斗六斗も入る大俵につめて、俵は茶煎かがりにして貯蔵しておけば、何年も貯蔵出来たという。

**名割の変更** 昔は、一人の人に長くその土地を耕作させずに、何年目かに耕作者を代える名割の制度であった。安永九年（一七八〇年）に一宮本郷村百姓代三十五人の連名を以って一宮本郷役人宛に差出した文書によると、「この名割の事は、明和五年（一七六八年）村

のためであらう。

三重県四日市市の海蔵地区の郷土史をみると、ここも昔加納藩の領地であって、この土地の人々は、藩政がよかったので、他藩に比べてしあわせであったと書かれている。そのくらいであるから農聖といわれる大原幽学が、易者に化けて、四回も一宮藩の農政を見に来ている。

**幕末の農民の食料** 古老の話を聞くと、昔は、麦、キビ、アワ、イモ、ソバが主食で、米は、麦に混ぜて食べていた。普通麦一升にたいして米三合位の割合であったといっている。米だけの飯の食べられるのは正月だけで、それを食べることが非常に楽しみだったということである。

**維新の改革** 徳川慶喜が大政を奉還して、明治維新の改革が行なわれた。農業面においても、今まで土地は領主のもので、作物にも制限があり、また農業をやめようとしてもやめることができなかった。

明治政府は、明治元年（一八六八年）十二月、村々の地面は、百姓持の地面たることを確認したが、租税は、一兩年従前の方法によることにして、明治四年から金納でもよいことにした。そして翌五年から無条件で金納を認めた。

また、今迄は作物についても、厳しい制限があったのを、明治四年九月から田畑勝手作りが許され、翌五年には、地所の永代売買の禁止が解除された。

土地の私有が認められ、土地の売買が許されるようになると、そ

中相談の上永々割に定められたけれども、段々地面の高下その外山崩、砂押等あって百姓が難儀しているので、古来から定まっている名割地にして、拾ヶ年限に平均して取ることに、村中大小百姓立会相談の上決定したから」と届け出ている。

**牛馬の飼育** 農業を經營するには牛馬の飼育は、絶対不可欠のものであるが、これがどの位飼育されていたか、天保十四年の一宮本郷村村鑑明細帳によると、牛馬合せて百七十三疋、内馬が百二十疋飼われている。

その時の農家の戸数は、本百姓三百六十七軒、水呑二百三十二軒となっているので、本百姓三軒に一疋の割合で馬が飼育されていることがわかる。加納藩では、農家が馬を飼育することを奨励して馬を買う時は、年利六朱の低利で金子を貸している。それにも拘らず、飼育する者がすくないのは、当時の農家の經營が貧弱であったことを示しているものである。

**加納藩の農政** 加納藩の藩政については、別項「加納藩」で詳しく記されているが、農政について一言ふれなければならないことがある。

日本の三大農学者といわれる佐藤信淵は、当時幕府の若年寄（現在なら大臣）をしていた、一宮藩主加納久周公（寛政の三忠臣といわれた人）の農政の顧問格で加納家に仕えていた。その信淵が健康を書いたので、藩主は一宮に保養によこしておいた。そのため、この人の指導で藩政は非常によくたったといわれている。洞庭湖を築き、地引網漁業も一宮の人が最も進んだ漁法を用いているのも、そ

れを証明するものが必要となつて、明治五年地券が発行された。そして、土地の売買の際は、必ず地券を受けなければならないことに規定された。

明治六年地租改正が行なわれ、土地代価の一〇〇分の三をもって地租と定められた。この地租改正は、明治九年までかかって田畑、宅地の調査が終り、山林原野の調査は、明治十四年に至つて全国の調査が終つたといわれている。

**産業の奨励** 明治政府は、産業の奨励に力を入れ、今までの作付制限を解除して、輸出向の製茶、養蚕を奨励した。印旛郡八街地方の未開墾地には、武士をやめて帰農した人々が沢山いた。その人達に茶の栽培を奨励している。当地も加納藩の時代から、加納藩の領地が伊勢、上野の国にもあつて、茶の産地であつたので、そこから茶種を移入して郷山を開墾して茶を植えている。現在奥谷や大台の山中に茶樹のあるのは、その時のものである。

明治時代は、生糸と茶が日本の輸出の花形であつたので、製茶と養蚕が盛んに行なわれ、また煙草の栽培も盛んであつたらしい。一宮の壬申戸籍によると、明治五年には、葉煙草渡世をする者があり、刻煙草を製造していた家があつた。その後煙草が専売制になつて、専売局の出張所が、現一宮商業高等学校の校庭内に建てられ、長生、夷隅両郡で生産される葉煙草を集荷していた。当時在職者の話によると年三千貫程度を取扱っていたという。

**加納農政** その後旧藩主の加納久宜子爵が、鹿児島県知事をやめ、貴族院議員に勅選されて、一宮に引移つてこられた。当時子爵

は、日本農会長、日本競馬会長等の要職にあったので、農業の方面の知識も広く、見識も大きかったので、この人の指導で、一宮の農業は他と比べものにならないほど進歩した。

その例をあげて見ると、青年の研修道場ともいうべき三会堂を宇矢倉前に建て、附近一帯広い農場を作り、そこに色々の品種の果樹、蔬菜を作り、養鶏、養豚の指導研究を行なわせた。当時どこにもない孵卵器をアメリカから輸入して設備したり、農林省の種畜場から優良品種を分けて貰って飼育させ、一宮青年会が飼育した豚が、共進会で日本一と決定されて金メダルを受賞したことがある。

また園芸に薦田勝、林業に近藤純一、蔬菜に富塚一郎、養豚に高原平吉等の人々がそれぞれの農事試験場に実習生として派遣され、その人々が帰郷して町内の指導に当った。またこの実習地で栽培した野菜、果物の直売所を設け販売の研究も行なわせた。

現在でも一宮が、果樹、蔬菜の栽培で県下で最も進歩しているといわれるのも、この時から始まっているのである。

そればかりでなく、米作についても、正条植をやかましく勵行させ、刈取った稲の「おだげ」をやらせたのも一宮が最初であった。当時は、田の正条植を面倒がってなかなか行なわない、そこで加納子爵は、田植時に田圃を回って、正条植をしているかどうか見て回った。

この時に田植女が歌った歌に、こんながある。

「じゃんか、じゃんかとまたくるじゃんか、  
ことしじゃんかのあたりどし」

く等、農事の改善に力を尽した。

現在一宮町の山林が県下有数の林層地帯とされているのも、加納子爵が、一宮の青年会員に杉苗六万本を植付させたためである。

また日露戦争後の火災事情から町内各所に樟木を植えさせて万一に備えさせた。

その外、海岸の防風林の増植を行ない、一宮川にドイト鯉を放ち、アサリの増殖を行なった。

不況時代 昭和に入ると、世界的な不況が押しよせ、経済界に恐慌が起り、農産物の下落がはなはだしく、「めつぷし籠」一杯の茄子が二銭で買手がなく、道に捨てられる例を見たことがある。

米価も下る一方、遂には田の作付制限をするいわゆる減反論議まで出てくる始末。それも農林大臣が言った言わぬの大騒ぎが新聞紙上を賑やかした。この騒ぎが大きくなればなるほど、米の投売が行なわれ米価はますます下り、これを阻止して米価の安定をはかろうと、政府が米の買上げを行なうと、この際売るのが得と更に多量の米が売り出されて、貯蔵が出来なくなってしまうと困ったと、当時の農林大臣後藤文夫（加納久朗義弟）は当地で述べられている。

昭和七年七月十七日の東京朝日新聞は、当時の模様を岡田千葉県知事の談話を通じ、次のように報じている。

農村の非常対策につき岡田知事は各部課長を集め十六日まで三日間熱心に協議を行なった。協議を終って知事は語る。

「各部課長の意見を聞いたところによると、農水産物の価格の引上げが先づ第一に県民が要望するところであろう。農産物価は昭

このじゃんかじゃんかというのは、やかましいという意味で、次のじゃんかは加納子爵が幼時天然痘を患い、顔がじゃんかになっていたので加納子爵のことをいっているのである。このように、じゃんかづらの加納さんが回ってきて、やかましく困るという意味の歌で、こんな悪口を言いながら田植をしていた。

これを聞いた加納子爵は、「顔は、じゃんかでも心は錦だ」といって聞かせたという。このようにして、とうとう正条植が実行されるようになったといわれている。

以前には、稲を刈って「おだげ」にして乾燥させることを知らないで、刈取った稲は、束ねて立てておいた。そのため米の品質が落ちる事に気がつかずにいた。加納子爵は、これを遺憾に思い「おだげ」の方法を熱心に教えた。しかし、なかなか実行する者がない。そこで資材の竹を無償で交付してやらせようとしても、竹は外の用途に使われて、「おだげ」は、なかなか実行されなかった。

そこで唐辛に一宮町の焼印を捺して、他に流用されないようにして、ようやく「おだげ」が実行されるようになった。その後、各地からこの方法を見学に来て、「おだげ」が普及されていった。

そればかりでなく、西瓜の新品種を栽培させ、それを講師の本田南風に「御前西瓜」という題で講演に仕組ませて、各地で口演させた。このため一宮の西瓜は俄然有名となったといわれている。

また当時どこでも行なわれていなかった、誘蛾灯の施設、種籾の塩水選、レンゲ草、クローバー、ビール麦の栽培を奨励し、時々、品評会を開いては品質の向上を図り、専門家を招いて指導講習会を開

和二年に比べると約五割を減じ、水産物は六、七割の激減となっている。次に金融の問題であるが農村は現金が入らぬので困っている。このために金融が思うようにゆかず従って銀行の貸付も総て手控えの形である。農村に重要な肥料の配給及びその資金については改善の余地多く、またこれが急務である。本県は産業組合が割合に活動し預金も多く貸付もしている。農村の自力更生は産業組合を中心とする事は、農村確立の最もよい安全な方法である。自力更生せしむるには、生産業の第一線に起つものに生産資金の融通を合理的にする必要がある。次に税の収入の点を見ると割合に良好である。併しこれは徴収に努力しているからである。欠食児童は割合に少ないが、中等教育に対しては入学者漸減、中途退学者は益々多くなっている。農家の生活状態を見ると節約につとめ混食しているものが大部分である。冠婚葬祭費などは切詰めている。斯の如くにして全県下を見ると、極度に悲観すべき状態に陥ってはいないから、今日の状態ですまず食止め適切な対策をとる必要がある。その方法としては、生業資金を産業組合を通じて貧農階級に融通する必要がある。また現金収入のため政府に土木事業をやってもらい、これを地元町村民に行なわしめたい。とにかく不況時の自力更生につきまず精神運動により県民を自覚結束せしめる必要がある。」

この知事の談話のとおり、農村の不況は甚だしく、当地の某医師は、薬価の未払い者が多く、整理ができなくて困るので晦日に人を雇い、集金させてみたら一日中夕方おそくまで集金に歩いて一円二



十銭しか集金できなかったという。そしてその集金人に与えた日当や食費を入れると集金したものがゼロになってしまったと語っていた。

政府の起した救済事業も、一日男七十銭、女五十銭程度の日当で、土木事業に従事した。

また日本勧業銀行を通じて、土地を低当に金を貸付けたが、この貸付を受けた者は、利息の支払に追われる結果となり、やむを得ず小作地を売って借金の支払をしようとすれば、小作争議が起って、土地が売れない状態もできてきた。

この不況が世界的なものであり、その上災害もあって、手の施しようもないので自力更生する以外に途がない。そこで町も自力更生委員会を作り、その指導に当ることとなった。

#### 長生郡一宮町経済更生委員会規程

第一条 本町ハ町内ニ於ケル農林水産業ノ維持伸展ヲ図リ町民ノ経済更生ヲ達成スルタメ一宮町経済更生委員会ヲ設置ス

第二条 本委員会ハ知事ノ監督ニ属シ左ノ事項ヲ調査審議シ且ツ之ガ実行督励ヲ行フ

- 一 農山漁村経済更生ニ関スル事項
  - 二 時局ニ伴フ重要農林水産物ノ維持増進ニ関スル綜合計画
  - 三 農林水産業ノ経営ニ必要ナル物資ノ配給ニ関スル事項
  - 四 労力需給ノ調整ニ関スル事項
  - 五 其他農林水産業ノ維持伸展、経済更生達成上必要ナル事項
- 第三条 本委員会ハ会長、副会長各一名及委員三十五名以内ヲ以

#### テ之ヲ組織ス

前項定員以外ニ特別ノ必要アル場合ハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四条 会長ハ町長、副会長ハ町助役之ニ当リ委員ハ町農会長、産業組合長、商工会長、小学校長、青年学校長、男女青年団長及町会議員其他名誉職並学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ町長之ヲ囑託ス

第五条 会長ハ会務ヲ総理ス「以下略」

第六条 本委員会ニ左ノ部ヲ置ク

- 一 経済更生計画部
- 二 肥料配給統制部
- 三 生産計画部
- 四 労力管理部
- 部ニ部長ヲ置キ会長、副会長又ハ会長ノ指名スル委員之ニ当ル、部ニ属スベキ委員及臨時委員ハ会長之ヲ指名ス

第七条 本委員会ニ幹事書記各若干名ヲ置キ会長之ヲ任命又ハ囑託ス「以下略」

第八条 本委員会ノ業務執行ニ関シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

#### 附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年十一月四日制定一宮町経済更生委員会規程ハ之ヲ廃止ス

この時、農林省は、「農業恐慌で農家の収入は三分の一に急減してしまつたのに、支出はなかなか減らないばかりか、農家現金支出

の最大部分をなす金肥の暴騰は驚くばかり、硫安の如きは、ここ數ヵ月の中に八一九割も騰貴して農家は益々苦しくなつていく。であるから、この苦境を切り抜けるには、どうしても自給肥料を増産して、金肥を節約せよ」と印刷したビラを各農家に配布して、農家の経済の更生を呼びかけている。

一方町農会は、経済更生計画資料申告札(貸金は青札、借金は赤札)を農家に配って、預金や現金を申告させている。この申告札は申告者の名を書かず、誰れが申告したか判らないように工夫されていて、安心して申告の出来るような仕組となつていて、

この申告の結果については知ることができないが、これらを見ても当時の模様が察せられるのである。

このように自力更生運動を行なつてゐる矢先、昭和八年には未曾有の旱害に襲われた。そのため県内の代議士、県會議員、農業団体の役員四十七名は、七月二十八日上京して、山本内務大臣、後藤農林大臣等に面会して、次の請願を行なつてゐる。

#### 請願書

今次関東一帯にわたる干害は殊に本県においてもつとも甚だしく一般的に降雨を見ざるごとほとんど三ヵ月、時あたかも稲苗插前期に際会したるためその打撃もつとも甚だしく收穫皆無及びこれに近き面積二万余町歩この被害価格九百余万円に上る状況にてこれが救済事業の中心をなす農業水利土木事業は十六万被害地農民に就労の機会を与へ焦眉の急たる生活の資を供すると共に合せて干害地一帯を将来の惨禍より救い安んじて彼等をその生業につか

しめんとするものに有之候(以下省略)

この運動が効を奏して松瀧用水の工事が行なわれるようになるのである。

ところが、その翌年も大旱魃が続ぎ、植付の出来ない田に西瓜を栽培する者が現れた。この時、県の農産課から次のような「旱魃水田応急処置要項」が示されている。(六月一日附)

一、現在苗ノ發育状況ハ既ニ挿秧ニ支障ナキヲ以テ用水不足地及不足スル懼アル所ニハ至急挿秧スル様奨励スルコト

#### 注意

- (イ) 用水ナキ所或ハ極ク少ナキ所ニ挿秧スル場合ハ可成代掻セズ地均シテ植付ルコト
- (ロ) 植付ハ條間一尺乃至一尺二寸株間四、五寸一株三、四本正條植トシ旱魃ニ際シ除草作業ニ便ナラシム
- (ハ) 挿秧前元肥トシテ堆肥ヲ施シ尚根付肥トシテ必ズ硫酸アンモニアヲ反當二貫匁乃至二貫五百匁又ハ腐熟人糞尿七十貫乃至九十貫ヲ施用セシムル様奨励スルコト
- (ニ) 陸植スル場合ハ労力ヲ要スルコト少ナキ作條植トシ植付ハ稍浅クスルコト

二、管力ノ関係、水田ノ状態ニヨリ挿秧困難ナルトキハ苗ノ育成ニ充分注意ヲ払ハシムルコト「以下省略」

戦争時代 このような状態の中に、昭和六年に勃発した満洲事変は益々拡大してゆき、軍人の召集や、軍需工場の求人等で、農村も人手不足となつていく。そして一時は、男一日五十銭、女は三十

五銭まで低下した日雇賃金も人手不足にともない徐々に上昇していくので、これを抑制するため昭和十四年には、農繁期の労働賃金が郡農会の手で協定されるようになった。

男	女
一食付 金一円三十銭	金一円十銭
二食付 金一円十五銭	金九十五銭
三食付 金一円	金八十銭
賄ナシ 金一円四十銭	金一円二十銭

畜耕賃銀

馬	牛
耕起 金三円二十銭	金三円
代播 金三円	金二円八十銭
耕起 金一円二十銭	金一円二十銭
代播 金八十銭	金八十銭

同十五年一月、アメリカが一方的に、日米通商航海条約を廃棄して、経済圧迫を行なったため、急に物資が不足してきた。そのため四月から米の統制が始まり、日本が戦時体制を強化していくので、アメリカは、更に強く経済圧迫を加えてきた。

このため物資はいよいよ欠乏して、それに耐えかねて、南方諸島の資源を獲得しようと、日本軍が南方へ進出、そこで、大東亜戦争が起るのである。

昭和六年からうち続く戦争で、若い男子は殆ど軍隊に召集され人手不足は甚だしくなり、そのためすこしでも働く時間を多くして、

またこれと同時に人手不足を、共同作業によって解決しようと、一宮町農会共同作業統制規程、農業移動労働統制規程、役畜及農機具利用並移動統制規程等が制定されて、昭和十六年十月から実施された。

ところが、これも永続きせず、所期の効果はあがらなかった。結局理想としてはよくとも、炊事では、嗜好の関係もあろうし、作業の面では、耕作の大小の違い、能力の差、それに自我などがでてか、実効はあがらなかった。

大東亜戦争も最初のうちは、連戦連勝、毎日軍艦マーチ入りで戦果の発表をラジオで行なっていたが、そのうち段々と戦況が不利になると、政府や軍部も戦況をひたかくしにしている。ところがそれがどこからともなく伝わり、国民の志気は沮喪していく。特に物資の不足が甚だしくなり、動物の本能として自分を守ろうとする気持は一層強くなって、非農家の人達は、食糧を確保しようと、農家へ買出しに行く。これがかまると売り手も買い手も処罰されるのである。買出人がふえれば供出が思うように出来ず、供出の出来ない人は、警察署へ留置取調べを受けるようになった。

また、作付制限が強化され、例えば、西瓜などを栽培すると、警察に呼び出され、植えた西瓜は抜き取らせられるのである。

昭和二十年の春からは、敵機の来襲がはげしくなり、田圃へ出ていられなくなってくる。当地は、敵機が侵入したり、退去する通路に当たっていたので、警戒警報ができれば、田圃から引上げなければならぬ。空襲警報のでないうちに、当地上空を敵機が通過する事も

物資の節約、費用の節減の一石三鳥をねらって、昭和十五年から農家の共同炊事を行なった。

最初は、関東台、下村、中ノ原で行ない、同十六年には十八ヶ所二八五戸で行なった。

この実施期間は、六月一日から六月十八日迄の田植時を目標にして、配給量を次のように規定している。

- 米飯量(成人男子一人一食分量)
- 普通労作ノ場合 無砂七分搗米一合五勺
- 過激労作ノ場合 同 二合
- 各年令別ノ配給量ハ左記ニ依リ成人男子単位ニ換算配給スル事
- (成人男子ヲ一・〇トス)

年令	男	女
〇—二	〇・二	〇・二
三—四	〇・四	〇・四
五—七	〇・五	〇・五
八—一〇	〇・七	〇・六
一一—一四	〇・八	〇・八
一五—二〇	一・〇	〇・九
二一—五〇	一・〇	〇・八
五一—六〇	一・〇	〇・七
六一—以上	〇・九	〇・六

この共同炊事も、年を経るに従って、中止されてしまった。

あるので、おちついて農耕に従事できなかった。

当地でも敵機の空襲で火災を起した家または家を銃丸で打ち抜かれたものもあった。七月十日部落で米の配給を行なっていた人達が、機銃掃射を受けて二人の死傷者を出したことがある。

このような状態のため、農作物は減少の一途をたどり、危期感が一層つのってきた。

昭和十六年から米穀を統制して、国民に食糧の配給を行なった政府は、なんとしても食糧を確保しなければならない。最初は、農家の理解と協力によって供出して貰っていた。

それを推進したのが町村の農会である。このため農会の職員がしまいに農家の米糧をあけて見るまでになってしまった。また、せつせつの督促に、農家の人にうらまれて、農会の職員がついにやめてしまった例もある。

人手が不足している上に、軍の勤勞奉仕、出征軍人のための十二社詣り。(武運長久祈願のため、一宮、太東中原、椎木、谷上の玉前神社、鵜羽、玉垣、三之宮、南宮の各神社を参詣する)配給、供出の常会、出征軍人の見送り等で働く時間が少なく、肥料の欠乏で生産は減少する一方、それにはたいして、懇意な人から食料をねだられ、それをせせば供出に差支え、農家は立つ瀬がなかった。

学徒勤勞奉仕隊 戦争が長期に亘り、戦況が不利になると、総動員法によって重要産業に徴用される者がふえ人手は極度に不足した。そのため、中学生や小学生(上級生)が農家の勤勞奉仕をした。しかしその頃から空襲が激しくなり、非常に危険がともなうので、